

法政大学国際高等学校 いじめ防止基本方針

法政大学国際高等学校は、他者の尊厳・権利を侵害する行為を許さない。いわゆる「いじめ」も、それを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、許すことのできないものである。

こうした認識の上に、本学は生徒の尊厳を護るため、この「いじめ防止基本方針」を定める。

1. 当校のいじめに対する基本的な考え方

ここで扱う「いじめ」とは「当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じての行為も含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」であり、なお「起こった場所は学校の内外を問わない」とする。

「いじめ」は特殊な状況下のみにかかる特異な事例ではなく、「どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」ものである。本学は、この認識のもと次の5つを「いじめ防止基本方針」の基本的な考え方とする。

- 1) 自分と異なる考えの者であっても正しいことがあり得ると受け止めることのできる生徒の育成、自己と他者の尊厳を傷つける行為は決して許さないという精神の涵養を目指す。
- 2) 「いじめ」を受けている生徒の心身の安全を護り、当該生徒が安心して学習生活を維持継続できる環境を作り出す。
- 3) 「いじめ」を行っている（行ってしまった）生徒に対しては、毅然とした態度で接し、その行為と自身のあり方を客観的に、かつ批判的に捉え直すことができるよう、粘り強く指導にあたっていく。
- 4) 「いじめ」の実態に間接的にかかわった生徒（傍観という態度もその一つである）に対しても、自己のあり方を客観的に、かつ批判的に捉え直すことができるよう、指導にあたっていく。
- 5) 「いじめ」の実態、指導の状況から必要に応じて、保護者および関連機関とも連携していく。

人が場と時間を他者と共有し合う以上、そこに摩擦や衝突は常に生じうる。その摩擦や衝突が時に過剰な形で現れることもある。しかし、「いじめ」は日常の中に生じる摩擦や衝突とは異なる。摩擦や衝突は他者理解に至るための（あるいは、至る可能性を常に持った）、その途中に見せる一つの状態・様相として解釈できるが、「いじめ」は少なくともその行為が準備され実行されている間は、あきらかに人権の侵害、他者の尊厳を傷つけているのであり、これを一時も放置することはできない。

しかし、また「いじめ」の様相は複雑であり、ある一つの事例を単純に加害と被害とに分けて見ることができない場合も多い。一人の人間が加害者であり同時に被害者である場合も充分にあり得る。行為の中身を問題にするだけでは、加害者が自身の問題として真摯に向かおうとする姿勢に繋がらないケースもあろう。学校は、まずは被害を受けている（と見られる）生徒の安全を確保し、その生徒が落ち着いて学校生活を送ることのできる環境を保障しながら、並行して、被害と加害の表層にとどまらず、その深層までを可能な限り客観的に分析把握しながら、加害者（と見られる生徒）が抱える問題も含めて、その解消と克服に向けた粘り強い働きかけを行っていかうとする姿勢が必要である。

2. 日常のいじめ防止と対策

（１）各教員の役割

各教員は、生徒の日常の活動や生徒間関係において、「いじめ」の疑いや、それに相当すると感じた場合は、その程度にかかわらず、できるだけ速やかにアドバイザー主任に報告をする。報告を受けたアドバイザー主任は、生徒支援部主任に報告し、いじめ防止チームで共有する。

（２）[いじめ防止チーム]

本校は、いじめ防止対策推進法第22条の定める「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としていじめ防止チームを置く。

a 構成

- 校長、副校長、生徒支援部主任（生徒指導主事）、アドバイザー主任、自治課外活動支援主任、養護教諭。
- 校長は、いじめ事案への対応のため、運営委員、担当するアドバイザー、顧問、授業担当教員等を任命することができる。
- 校長はスクール・カウンセラーに出席を求めることができる。「いじめ」の実態・状況等に応じて、外部の心理・福祉等の専門家を加えることができる。

b 会議

会議は生徒支援部主任が座長となり、定例で開催する。さらに各学期末、度毎末等に振り返りとまとめを行う。まとめの会議には校長、副校長、スクール・スクールカウンセラーが出席することを原則とする。

c 役割

- 日常的に生徒の状況を把握・分析・検証し、基本方針の1)に示す精神が育まれる環境の向上に努める。
- 各アドバイザーおよび相談を受けた教員の報告をもとに、生徒の状況・動向について日常的に把握・分析・検証を行う。
- 必要に応じて、実態把握のための調査（アンケート等）を行う。

- 生徒会組織の委員会（生徒会総務・クラス委員長会議・学習環境向上委員会等）とも連携しながら、生徒の生活環境の向上を図る。
- 学校構成員の間での対話的・協同的な関係構築をはかり、良好な学校コミュニティづくりのための分析・施策の具体化を進める。
- SNS・LINE等のインターネット環境に関する注意喚起のため、生徒と教員を対象に講習会や学習会を開催する等の啓発活動を行う。
- その他、いじめの防止、早期発見のための取り組みを行う。
- いじめが発生した場合の対応にあたる。（「いじめへの対処」を参照）

（3）いじめへの対処 ※「いじめ防止チーム」が主導的な役割を果たす

学校としての取り組み・対応は次の通りである。

- 1) まず第一には、「いじめ」を受けている生徒がそれ以上の被害を受けないよう、安全を確保し、安心して学校生活・学習活動が継続できるような環境を整える。並行して被害生徒に対し丁寧な聞き取り調査を行う。その際、保護者・保証人の十分な理解を得るよう、学校と保護者・保証人とで歩調を合わせながら対応を取っていきけるよう努める。
- 2) 「いじめ」る側にいる者の、確かな行為の内容が確かめられたとき、その者を被害生徒から離し、聞き取りを行う。加害生徒が複数の場合は基本的に個別に聞き取りを行う。聞き取りは状況に応じて複数の教員で当たる。同時に加害生徒の保護者・保証人に実態・状況、以後の指導の方向性・対応の取り方、見通しなどについて説明し、保護者・保証人の理解を得た上で指導できるよう努める。
- 3) 「いじめ」の実態として、ネット上に不適切な書き込みをするなどの行為があった場合、問題の箇所を保存した上で、掲載者に対する削除要請を行う等、適切な対応を取る。必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署、外部機関とも連携して対応する。また、書き込み等の被害に遭った生徒の精神的なケアにも努める。
- 4) 問題の状況、被害生徒、加害者の抱える問題性によっては、学校カウンセラーや外部の専門家にも相談しながら、適切な対応がとれるようにする。被害生徒の心の傷、加害生徒の負っている問題性等々については、相談室の利用を紹介し、学校カウンセラーとも連携を取っていく。
- 5) 被害を受けた生徒の保護者・保証人および加害者家庭には定期的連絡を取り、それまでの対応と指導の中身、今後の方向性と見通しについて、十分な理解が得られるよう努める。
- 6) 必要に応じて周辺の事情を知っていると思われる生徒についても聞き取りを行い、事柄のより客観的な把握に努める。
- 7) 一定の事実確認がなされた後、加害生徒に対する教育的な指導を始める。その際、「いじめ」という行為は、断固許さないという姿勢で臨む。しかし、加害生徒がそうした行為に及んだ背景、原因、要因、加害者自身が抱える問題についても丁寧に把握し、一方的に「こうあるべき」と矯正するのではなく、基本的にはその者自身が自己のあり様を客観的に、かつ批判的に捉え直し、自己改革に繋げていけるよう、粘り強く指導に当たっていく。
- 8) 加害生徒がその行為を自らの問題として捉え直し、かつそれまでの自分を乗り越え変わろうとするだけの力を持ったと判断される時点で、当該生徒の処置・処分について検討し、指導・説諭の場合は教員会議に報告、譴責以上の場合は教員会議に提案する。全体での確認後、保護者同席のもと学校長

から本人に申し渡す。

9) 事態の収束に向けて、加害生徒から被害生徒への和解の場が設けられるよう努める。8)は7)に先行することもあり得る。被害生徒のみならず加害生徒も安心して学校生活を送れるよう十分な配慮をする。当該生徒の周辺で傍観していた生徒(群)、加害状況に同調を示した生徒(群)があれば、その内容に応じて一定の指導を行い、またその程度に応じて6)7)の対応をとる。

10) 被害生徒家庭が被害届を出す場合、学校としてこれを妨げない。

3. いじめ重大事態への対応

(1) [いじめ重大事態調査対策特別委員会]

「いじめ」の重大事態、またはその疑いがあるとき、校長は法人に報告し、法人と協議のうえ、「いじめ重大事態調査対策特別委員会(以下「特別委員会」という)」を設置し、調査及び対応にあたる。

a 構成

- 校長、副校長、生徒支援部主任(生徒指導主事)、アドバイザー主任、自治課外活動支援主任、養護教諭。
- 校長は、いじめ事案への対応のため、運営委員、担当するアドバイザー、顧問、授業担当教員等を任命することができる。校長はスクール・カウンセラーに出席を求めることができる。
- 法人と協議し、校長は専門的知識及び経験を有する者等の外部の第三者の参加により、中立性の担保をはかる。
- 学校長はその調査・検証結果の事実を法人(法政大学総長)に報告する。

b 役割 ※以下の(2)で主導的な役割を果たす

(2) いじめ重大事態への対処

重大事態とは、「いじめ」を受けた生徒の状況に着目し、「本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」「本校生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合(年間30日以上欠席を目安とするが、生徒が一定期間を連続して欠席している場合も、迅速に調査し、状況に応じて対応すべきものとする)」をいう。

生徒、保護者から「いじめ」により「重大事態」にあるという申し立てがあった場合、その時点で学校としてそれが『いじめ』による結果ではないあるいは「重大事態とは言えない」と考えられたとしても、「特別委員会」は事態の調査確認を行う。

「いじめ」により本校生徒が「重大事態」にあることが認められたとき、またはその疑いが認められたとき、「特別委員会」は即刻、学校長を通じて神奈川県知事にこれを報告し、以下の対応をとる。

1) 速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。その際、学校カウンセラーのほか、外部の心理・福祉等の専門家など、事態に応じて適切な人材を加えることも考える。

調査は「重大事態」に至る要因となった「いじめ」が、誰によって、いつ(頃)から、どのような様態で行われた(行われてきた)のか、「いじめ」を生んだ背景や生徒同士の人間関係にどのような問題があったのか、この間の学校の環境・教職員の対応がどうであったか等々、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。因果関係の特定は急がずに、客観的な事実関係を精確に、かつ迅速

に調査する。

生徒、保護者が本校の調査機関による調査を臨まない場合は、必要に応じて第三者による調査団を組織して実態の把握を行う。

2) 「いじめ」を受けた生徒から、十分な聞き取りを行う。それができない場合（できない心身の状態にある場合）は、被害生徒の保護者と、その要望や意見を十分に聴取した上で今後の調査のあり方について協議し、適切な形で行うこととする。

3) 事柄の客観的な把握のために、必要に応じて在籍生徒・教職員への聞き取り（紙ベースでの質問票等）を行う。質問票等から得られた結果については、被害生徒および保護者から求められれば提供しなければならない。そのことを念頭に置いて、調査に先立っては、調査対象となる在籍生徒やその保護者に十分な説明を行う。

情報の提供に当たっては、当事者以外の生徒の人権・プライバシーが十分に保護されるよう配慮する。

4) 調査結果については、法政大学総長及び神奈川県知事に報告する。「いじめ」を受けた生徒・保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

「再調査」とその後の対応

上記報告を受け、神奈川県知事は、当該報告に係わる重大事態への対処のため、または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認める場合は、「神奈川県いじめ問題再調査会」において再調査を実施することができるとされている。

本校はこの「再調査」によって明らかとなった問題に対し必要な措置を講じ、かつ環境改善のために最大限の努力を行っていく。

以上